

都営水道料金の免除

- 免除内容について
水道料金は基本料金が免除となります。
下水道料金は一ヶ月8 m³以下の排水排出量にかかる料金が免除となります。
- 免除を受けられる方
 - ・ 特別児童扶養手当受給世帯の方(支給停止者を除く)
- 免除を受けるときの手続きについて
 - 1 水道局荒川営業所窓口で申請する場合
申請に必要なもの
 - 基本料金免除申請書（窓口備付）
 - 最近の水道料金・下水道料金等領収書
 - 特別児童扶養手当受給証明書の写し
 - 印鑑
 - 2 郵送により申請する場合
東京都水道局ホームページからダウンロードした申請書と特別児童扶養手当受給証明書(写し)を、下記まで郵送してください。
※申請書は子育て給付係(区役所2階⑩番)窓口にもございます。
【水道局荒川営業所】〒116-0003 南千住 6-40-1

粗大ごみ処理手数料の免除

粗大ごみ処理手数料が免除になります。

- 免除を受けるときの手続きについて
 - 1 粗大ごみ処理センターへ特別児童扶養手当を受給している旨を伝え、手数料減免申請書を取り寄せてください。
【粗大ごみ処理センター】☎03（6420）3353
月～土曜日 午前8時～午後7時
 - 2 手数料減免申請書に必要事項を記入し、特別児童扶養手当受給証明書(写し)と一緒に下記までご申請(郵送・持参)ください。
【荒川清掃リサイクル事務所】
〒116-0001 町屋 5-19-1